

**第7期**  
**横手市介護保険事業計画**  
**高齢者福祉計画**

平成 30 年3月



**横 手 市**





# 目 次

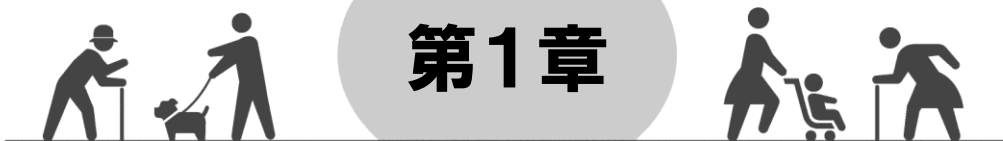


<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の趣旨.....	3
2 法令等の根拠.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	5
(1) 計画の策定体制.....	5
(2) 各種アンケートの実施.....	5
6 制度改正のポイント.....	6
(1) 2025（平成37）年を見据えた計画の策定.....	6
(2) 計画のポイント.....	7
(3) 介護保険制度改正の主な内容.....	9
<b>第2章 現状と将来推計</b> .....	<b>13</b>
1 人口構造と世帯状況.....	13
(1) 人口の推移.....	13
(2) 世帯数の推移.....	14
(3) 人口の推計.....	15
(4) 要介護認定者数の推計値.....	17
2 日常生活圏域の地域特性.....	18
(1) 横手市の地域特性.....	18
(2) 日常生活圏域の状況.....	20
(3) 東部地区（横手地域・山内地域）.....	22
(4) 西部地区（雄物川地域・大森地域・大雄地域）.....	23
(5) 南部地区（増田地域・平鹿地域・十文字地域）.....	24
3 公共交通の状況.....	25
4 産業構造の変化.....	25
5 介護保険事業の推移と特徴.....	26
(1) 介護保険見込み量の推移.....	26
(2) 介護保険給付状況の推移.....	28
6 アンケート調査結果から見た現状分析.....	30
(1) 第1号被保険者アンケート.....	30
(2) 第2号被保険者アンケート.....	31

<b>第3章 将来像と基本目標及び施策の方向性</b> .....	<b>37</b>
1 計画の目指すべき将来像と基本目標 .....	37
2 計画の重点施策 .....	37
3 施策体系 .....	42
<b>第4章 2025年を見据えた施策の展開</b> .....	<b>53</b>
<b>基本目標Ⅰ 高齢者への地域における支援体制の強化</b> .....	<b>53</b>
1 地域包括ケアシステムの深化・推進 .....	53
(1) 医療と介護の連携推進 .....	53
(2) 認知症施策の推進 .....	54
(3) 地域における生活支援体制の整備 .....	58
(4) 地域ケア会議の推進 .....	58
(5) 高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備 .....	59
2 いつまでも生活が続けられる地域の支援体制 .....	60
(1) 地域包括支援センターの機能強化 .....	60
(2) 地域見守り体制の構築 .....	60
(3) セーフティネットの確保 .....	63
(4) 日常生活圏域を単位とした生活支援 .....	63
(5) 生活支援サービスの提供 .....	66
(6) 在宅介護への支援 .....	71
<b>基本目標Ⅱ 高齢者の自立した生活の維持</b> .....	<b>73</b>
1 高齢者の生きがいづくりへの支援 .....	73
(1) 生きがいづくり・社会参加の促進 .....	73
(2) 高齢者の就労支援 .....	73
(3) 敬老意識の醸成 .....	74
2 高齢者の健康づくり・疾病予防 .....	75
(1) 健康づくりの推進 .....	75
(2) 疾病予防の推進 .....	76
(3) 一般介護予防事業の推進 .....	76

基本目標Ⅲ 介護保険事業の継続可能に向けた運営 .....	80
1 効果的・効率的な介護保険事業の推進 .....	80
(1) 制度周知と利用啓発 .....	80
(2) 介護サービス利用・苦情等相談窓口体制の充実 .....	80
(3) 介護給付等に要する費用の適正化 .....	81
(4) 介護サービス事業者等の更なる資質向上 .....	84
(5) 介護人材の育成・確保 .....	85
(6) 低所得者への負担軽減 .....	85
(7) 市町村特別給付等への対応 .....	85
2 計画的な介護保険サービスの提供 .....	86
(1) 居宅サービスの提供 .....	86
(2) 地域密着型サービスの提供 .....	90
(3) 施設サービスの提供 .....	92
(4) 施設整備計画 .....	94
3 地域支援事業の見込み .....	97
(1) 地域支援事業の概要 .....	97
(2) 地域支援事業にかかる費用の見込み .....	98
<b>第5章 介護給付費の見込みと保険料の算出 .....</b>	<b>101</b>
1 介護給付費の見込み .....	101
(1) 介護予防給付費の推計（財政影響額反映前） .....	101
(2) 介護給付費の推計（財政影響額反映前） .....	102
(3) 標準給付費の推計 .....	103
2 第1号被保険者の保険料算出 .....	104
(1) 保険給付費の負担割合 .....	104
(2) 地域支援事業費の負担割合 .....	105
(3) 第1号被保険者の介護保険料の段階設定 .....	106
(4) 保険料の収納率 .....	107
(5) 介護保険給付準備基金 .....	107
(6) 保険料基準額の推計 .....	108
(7) 低所得者に対する保険料負担の軽減 .....	109
(8) 所得段階別保険料（低所得者に対する負担軽減反映後） .....	109
(9) 介護保険料の将来の見込み .....	110

<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>113</b>
1 計画運用に関するPDCAサイクルの活用.....	113
2 計画の推進体制.....	113
(1) 介護保険運営協議会.....	113
(2) 地域包括支援センター運営協議会.....	113
(3) 地域密着型サービス運営委員会.....	113
3 計画の進行管理.....	114
(1) 進行管理.....	114
(2) 評価・分析の視点.....	114
(3) 事業の進捗状況の公表.....	114
4 県による市町村支援等.....	114
<b>資料編</b> .....	<b>117</b>
1 第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定経過.....	117
(1) 介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会.....	117
(2) 策定にかかる作業部会.....	118
2 介護保険運営協議会・各部会委員名簿.....	119
(1) 介護保険運営協議会.....	119
(2) 策定にかかる作業部会.....	120
3 第7期計画に関する提言.....	121
4 横手市介護保険条例.....	130
5 横手市介護保険条例施行規則.....	147



## 第1章

# 計画の概要







# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

この計画は、団塊の世代が75歳を迎える7年後の2025（平成37）年には高齢者が安心できる医療・介護が生活に定着するよう、技術革新で得られるデータを最大限に活用することにより、2020（平成32）年には健康管理と診療、自立支援に軸足を置いた介護などの新しい健康・医療・介護システムを構築し、個人の状態にあったサービスを効果的に提供することで、健康寿命の延伸と高齢者の自立した生活の実現を目指すものです。

2017（平成29）年10月の横手市の高齢化率は35.9%であり、7年後には40%を超える見込みです。一部地域では、すでに高齢化率40%を超え、高齢者のみ世帯、一人暮らし高齢者等の支援のみならず、地域社会の維持・存続という観点からも、高齢者の自助を含めた地域共生社会の実現に向けた対策は、高齢者などへの必要な支援を地域の中で包括的に提供し地域での自立した生活を支援するという考え方にに基づき、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等も行いうるものであり、複合化している高齢者介護の重要な課題の一つとなっています。

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』を深化・推進することを目指して、第7期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。

## 2 法令等の根拠

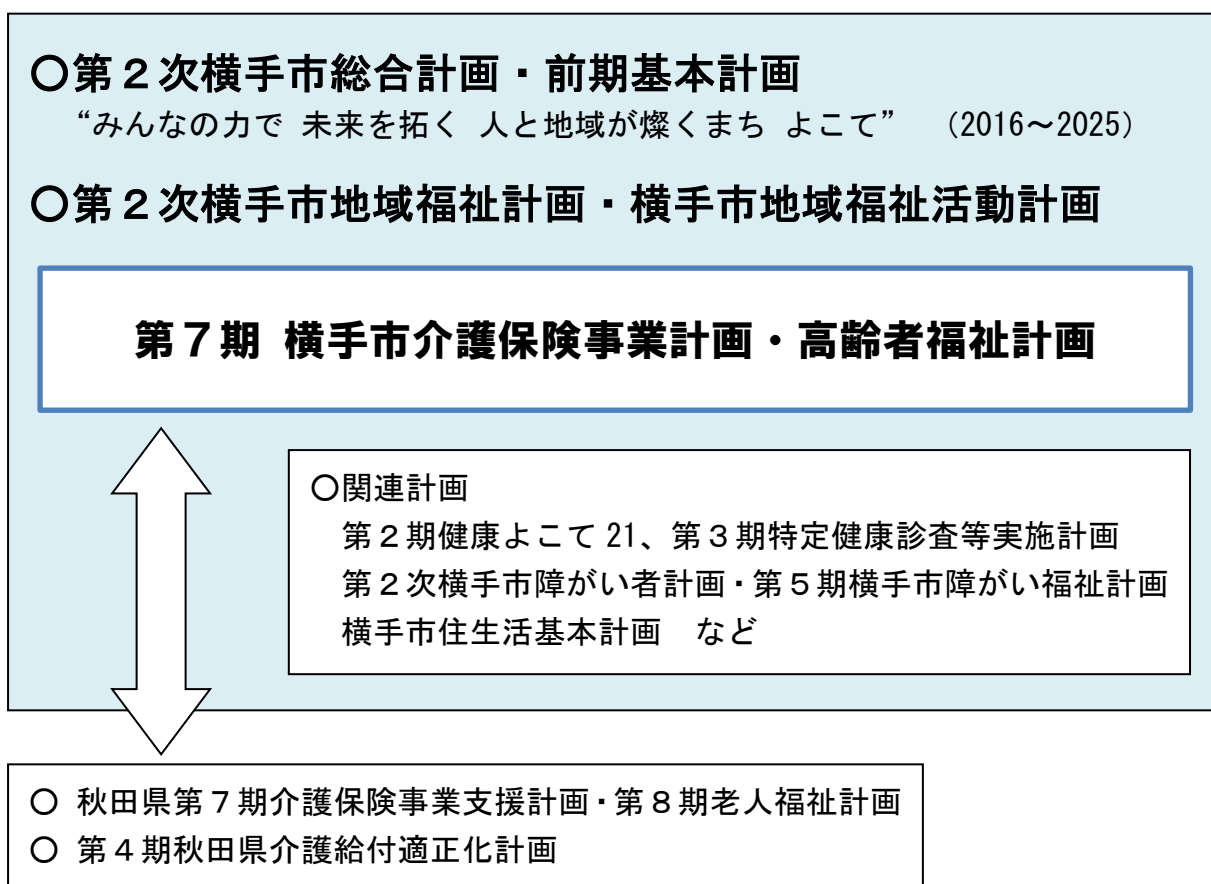
この計画は、介護保険法第117条の規定に定める介護保険事業計画と、老人福祉法第20条の8の規定に定める老人福祉計画(高齢者福祉計画)を一体的に策定したものです。



### 3 計画の位置付け

この計画は地域において保健・医療・福祉・住まいに関するサービスを総合的に確保することから、横手市の基本計画である「第2次横手市総合計画・前期基本計画」と「第2次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画」を基にして、「第2期健康よこて21」、「第2次横手市障がい者計画・第5期横手市障がい福祉計画」などの関連計画との整合性を図り策定しました。

また、横手市住生活基本計画、その他の法律の規定による計画との調和を図りました。



### 4 計画の期間

この計画の期間は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間としますが、2025（平成37）年度の目指すべき姿を念頭におき、中長期的な視野に立った施策を盛り込んで策定しました。



## 5 計画の策定体制

### (1) 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、庁内関係課と連携できる体制を整備し、計画の検討・立案及び推進について庁内全体で取り組むとともに、広域的調整を行う県との意見交換を行い、連携を図りました。

また、被保険者の代表、福祉・保健・医療分野の専門家、学識経験者で構成する「横手市介護保険運営協議会並びに横手市地域包括支援センター運営協議会」において、介護保険部会、地域支援部会を設け、必要な事項の協議・検討を行いました。

### (2) 各種アンケートの実施

より多くの市民の意見や意向を計画に反映させるため、次のような各種アンケートを実施しました。

#### ○ アンケート調査等の実施

調査名	期間	発送 (対象)数	有効 回収数	有効 回収率
(1)健康と福祉に関するアンケート調査 ※日常生活圏域ニーズ調査 (要介護認定者を除く、在宅の 第1号被保険者)	2016(平成28)年 12月22日から 2017(平成29)年 1月6日まで	4,000人	2,388人	59.7%
(2)健康と福祉に関するアンケート調査 ※要介護認定者を除く、第2号被保険者		1,000人	460人	46.0%
(3)在宅介護実態調査 ※要介護認定者と在宅で介護する家族を 対象	2017(平成29)年 5月1日から 11月30日まで	-	168世帯	-
(4)居宅介護支援事業所アンケート ※市内の居宅介護支援事業所に所属する ケアマネジャーを対象	2017(平成29)年 7月3日から 7月13日まで	150人	150人	100%



## 6 制度改正のポイント

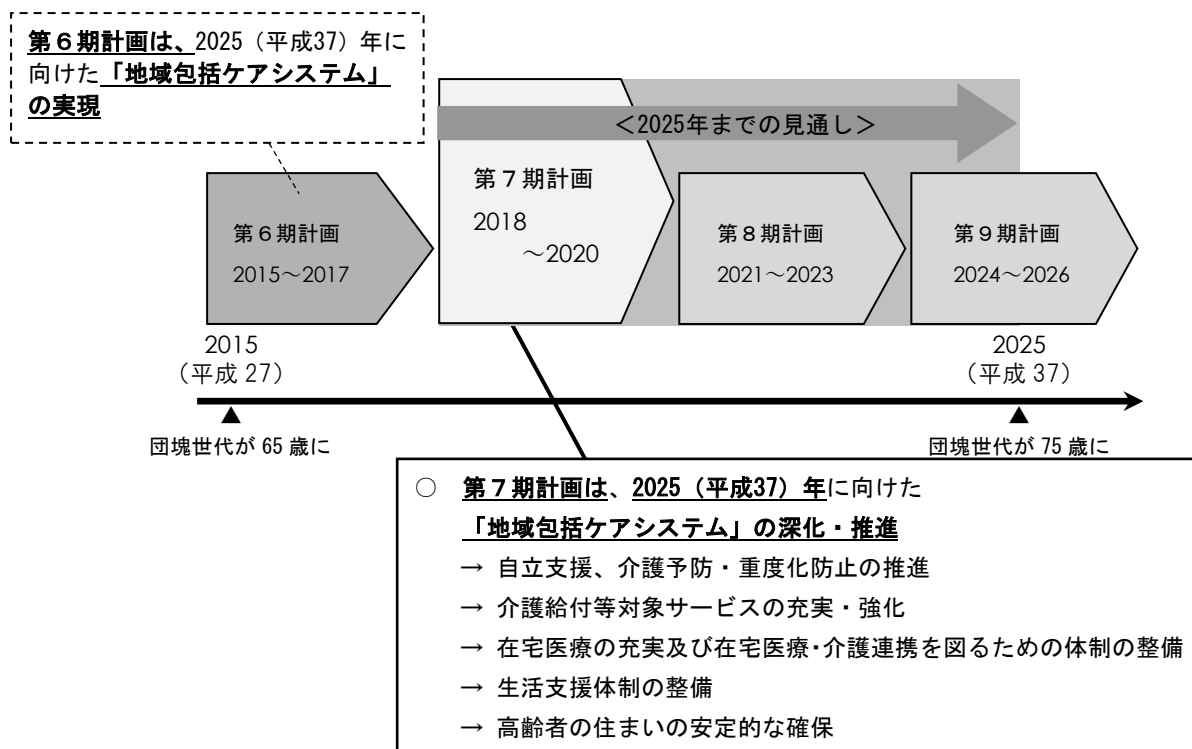
### (1) 2025（平成37）年を見据えた計画の策定

2015（平成27）年度以降の計画は、団塊の世代が75歳を迎える2025（平成37）年に向け、第5期からスタートした地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の施策を具体的に示し取り組むものです。

第6期計画では、高齢者が地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムを構築するため、①在宅医療介護連携等の取り組みを本格化、②中長期的なサービス・給付・保険料の見通し、③地域の将来を見据えた、より具体的な計画である「地域包括ケア計画」をスタートしましたが、第7期計画では、2025（平成37）年を見据え地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

図 2025(平成37)年を見据えた介護保険事業計画の策定

～ 第7期の計画は「地域包括ケアシステム」の深化・推進～





## (2) 計画のポイント

### ① 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

- ▶ 各市町村は保険者機能を発揮し、「住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発」「介護予防の通いの場の充実」「リハビリテーション専門職種等との連携」「口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進」「地域ケア会議の多職種連携による取り組みの推進」「地域包括支援センターの強化」など、介護保険制度の理念に基づく自立支援・重度化防止に向けた具体的な取り組みを地域の実情に応じ進める。
- ▶ 国から提供されたデータを基に地域の実態を的確に把握し、課題を分析した上で、介護保険事業計画において介護予防・重度化防止等の取り組み内容と目標を記載し、様々な取り組みに対し関係者間で客観的な指標目標を設定し、これを関係者間で共有し、共に目標達成を目指すこと。その達成状況を評価した結果を公表すること。実績評価に応じて交付金を出すなど、財政的インセンティブを付与することで市町村の保険者機能強化を図る。
- ▶ 県による市町村支援事業が創設される。
- ▶ 地域包括支援センターには事業の自己評価と質の向上を図ること、市町村には地域包括支援センターの事業の実施状況の評価を義務付け、地域包括支援センターの強化が図られる。
- ▶ 市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう、事業者の指定拒否や条件付き指定の仕組みが導入される。

### ② 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

- ▶ 地域共生社会の実現に向けて<sup>1</sup>、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、地域住民と行政などが協働し公的な体制による支援とともに、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備すること、地域福祉計画の策定が努力義務となる。
- ▶ 必要な支援を地域の中で包括的に提供し地域での自立した生活を支援するという地域包括ケアシステムの考え方を障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも広げることで、障がいがある子と要介護の親が同居している世帯、育児と介護に同時に直面する世帯など、課題が複合化して高年齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講

<sup>1</sup> 「地域共生社会の実現に向けて」…制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという改革工程が厚生労働省でとりまとめられました。（2017（平成 29）年2月7日）



じることが難しいケースにも対応が可能となる。

- ▶ 障がい者が65歳以上になっても使い慣れた障がい福祉サービス事業所を利用し続けられるなど、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度の双方に「共生型サービス」が新たに位置付けられる。
- ▶ 悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令が創設され、指導監督の仕組みが強化されるなど、有料老人ホームの入居者保護のための施策が強化される。

### ③ 2018(平成30)年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

---

- ▶ 2018(平成30)年度以降、市町村の第7期介護保険事業計画と県の介護保険事業支援計画、医療計画の策定・見直しのサイクルが一致することから、病床の機能分化や連携の推進によって効率的で質の高い医療提供体制の構築と、在宅医療・介護の充実等を図る地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、県計画や医療計画との整合性を確保すること。

### ④ 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

---

- ▶ 介護保険制度の目的の一つは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設け、家族による過度な介護負担を軽減することであることから、現在実施している家族介護支援事業に加え、地域包括支援センターの電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業や労働施策担当課との連携などの家族等に対する相談・支援体制を、地域の実情を踏まえた上で強化すること。
- ▶ 高齢者虐待防止の体制として、地域の実情を踏まえた上で、相談通報窓口の住民への周知徹底などの広報・普及啓発、早期発見・見守り、保健医療福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援等を図るためのネットワークの構築、成年後見制度の市長申立、警察署長に対する援助要請等、措置を取るために必要な居室の確保などに関する関係行政機関等との連携や調整、発生した虐待の要因等の分析を行いながら、虐待を行った養護者に対し相談、指導または助言等を行い、再発防止に取り組むことができるよう整備すること。

### ⑤ 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

---

- ▶ 一億総活躍社会の実現の観点から、必要な介護サービスの確保を図るとともに、家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する人が働き続けられる社会の実現を目指すこと。



### (3) 介護保険制度改正の主な内容

#### ① 地域包括ケアシステムの深化・推進

##### 1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みを推進

- 各市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みを制度化
- 国から提供されたデータを分析した上で介護保険事業計画を策定し、介護予防・重度化防止等の取り組み内容と目標を記載
- 県による市町村への支援事業の創設と、財政的インセンティブの付与規定の整備
- 地域包括支援センターの機能強化
- 居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与強化
- 認知症施策の推進

##### 2) 医療・介護の連携の推進等

- 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）を創設
- 医療・介護の連携等についての必要な情報の提供や支援を、県が市町村へ行うよう規定を整備

##### 3) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等

- 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- 高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化

#### ② 持続可能性の確保

##### 1) 所得の高い層の利用者負担割合の見直し

- 介護サービスの利用者負担について、世代間・世代内の公平性を確保しつつ制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に引き上げ

##### 2) 介護納付金への総報酬割の導入

- 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）を、被用者保険間で『総報酬割』に変更